

## 6. 評価委員会の総括的意見

### (1) 施設の管理について

| 項目           | 意見  |
|--------------|---|
| 事業について       | <p>○本来、自主事業は、指定管理者の自主財源で独自に行うものであり、区から事業実施を義務付けられていないもの（区の事前承認は必要）として整理されるべきである。したがって、区の補助金や委託料から一部または全部の額を充当して行う事業については、指定管理者の自主事業ではなく、区の委託事業に区分して評価する必要がある。</p>   |
| 施設の管理について    | <p>○指定管理者は、省エネ等の取組みに対する意識を高めてほしい。区からも、指定管理者に対して、適切な指導を行う必要がある。</p> <p>○指定管理者が業務の一部を再委託している場合については、区としても、その契約内容等を適切に確認する必要がある。</p>   |
| 利用者の満足度等について | <p>○利用者等へのアンケート調査等については、指定管理者に実施を委ねるだけでなく、適宜、区の所管課が直接実施することも必要である。</p>  |
| 歳入歳出について     | <p>○区の利用料金収入見込み（目標値）と実際の料金収入額との間に乖離がある場合は、指定管理者の負担が大きくなり、サービスの提供に悪影響を及ぼす可能性がある。利用実績等を踏まえ、利用者数及びそれに連動する料金収入見込み（目標値）を適正化する必要がある。</p>  |
| 全体として        | <p>○区は、指定管理者からの提案について、前向きに協力していく必要がある。指定管理者との間で、適切なパートナーシップの構築に努める必要がある。</p> <p>○指定管理者制度の導入目的の一つとして、民間活力の利用による新たな取組みへの期待がある。発想の転換や革新的手法により、利用者の満足度の向上による需要拡大や収支改善等が期待される。指定管理者の創意工夫により、このような効果が表れることを期待したい。</p> |

## (2) 評価について

| 項目        | 意見  |
|-----------|---|
| ヒアリングについて | <p>○区の所管課に対するヒアリングに加え、指定管理者に対するヒアリングも検討する必要がある。</p> <p>○所管課は、一次評価の際に、評価の根拠（データ等）を評価基準に沿って整理・文書化し、ヒアリングの際の参考資料として提出する必要がある。</p>  |
| 評価基準について  | <p>○公募による指定管理者が管理する施設に対しては、協定や事業計画書等をベースに、評価基準を個別に設定する必要がある。なお、評価基準については、指定管理者と区との間で事前に合意しておくことが望ましい。</p> <p>○現行の評価基準については、客観的かつ可能な限り定量的な物差しを開発・導入するとともに、評価に使用しうる現状値等の基礎データの蓄積を図る必要がある。所管課等の意見を踏まえ、さらに改善していく必要がある。</p> <p>○今後、すべての施設について、指定管理者との間で具体的なサービス水準等を定める必要がある。サービス水準等とのバランスにより、コストの適否を判断する必要がある。</p> |
| 評価方法について  | <p>○一次評価（所管課による評価シートの作成）、二次評価（事務局による評価シートの精査・調整）のレベルアップが今後とも必要である。</p> <p>○所管課の評価はA評価が多く、現行の評価の観点ごとの4段階評価では課題があまり見えてこない。各評価の観点については点数評価とし、総合評価にのみ4段階評価を用いるなど、評価の差が表れやすい手法も検討する必要がある。</p> <p>○現行の評価方法では、施設の管理に重点が置かれているが、たとえば文化施設などの場合は、展示と施設管理で評価項目を分けるなど、施設の特徴に応じた評価方法を検討する必要がある。</p>                        |
| 全体として     | <p>○今回はA+評価がなく、残念な結果となった。A+評価を獲得できれば、指定管理者制度の成果が出たことになるが、どのような運営をすればA+評価が与えられるのか、目標設定などを検討し、求められる指定管理者像を示す必要がある。</p> <p>○評価は厳しく行う必要があるが、管理がよく行われている部分については積極的にA+評価を付し、指定管理者の意欲をかき立てることも必要である。</p>   |

## 7. 区の自己評価結果一覧（57施設）

| No. | 施設名称             | 指定管理者名称<br>〔所管課〕             | 評価結果     |  |
|-----|------------------|------------------------------|----------|--|
|     |                  |                              | 総合<br>評価 | 説明   |
| 1   | 浅草公会堂            | (財)台東区芸術文化財団<br>〔区民課〕        | A        | ホールの利用率は高く、委託業務は全般的に良好に行われている。自主事業である「浅草芸能大賞」「浅草名人会」も好評である。        |
| 2   | 東上野乳児保育園         | (福)康保会<br>〔児童保育サービス課〕        | A        | 連絡体制の強化及び光熱水費の縮減等について改善が見られた。また、第三者評価では、概ね高い評価を得た。                 |
| 3   | 千束児童館            | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 地域の幼児親子、小学生等の見守りが必要なケースをフォローし、関係機関との連携にも努めている。更なる相談機能の充実に努める必要がある。 |
| 4   | 玉姫児童館            | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 区が一番北部にある児童施設として、日本堤子ども家庭支援センターなど関係機関と連携を取り、複雑な家庭の相談にも適切に対応している。   |
| 5   | 台東児童館            | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 町会や青少年地区委員会など地域と連携し、公園等でのプログラムや父親の育児参加プログラムなど様々な活動を展開している。         |
| 6   | 池之端児童館           | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | P T A、コミュニティー委員会等との連携に注力している。施設が老朽化しているが、日常の清掃や安全管理は適切に行われている。     |
| 7   | 松が谷児童館           | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 地域的に子育て支援の需要が多く、利用者も増加しているが、施設スペースの有効活用や、公園・区施設等でのサービス提供など工夫が見られる。 |
| 8   | 今戸児童館            | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 中高生タイムの導入により、幼児親子から小・中・高校生まで均等な利用があるが、各年齢層に配慮した事業展開、サービス提供がなされている。 |
| 9   | 寿児童館             | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔児童保育サービス課〕 | A        | 地域懇談会を開催し、地域住民や保護者の子育てに関する意見・要望・課題等の共有を図るなど、地域の見守り施設としての役割を果たしている。 |
| 10  | 母子生活支援施設<br>さくら荘 | (福)愛隣団<br>〔児童保育サービス課〕        | A        | 入所者は個々に複雑な問題を抱えているが、良好な信頼関係が築かれている。入所者の積極的な自立を促す体制づくりを一層進めていく。     |
| 11  | 産業研修センター         | (財)台東区産業振興事業団<br>〔商業計画課〕     | A-       | 新館のレイアウト変更により、施設の有効活用を図っている。自主事業の利用実績は減っており、利用者数の増加に向けた取組みが課題である。  |
| 12  | 老人保健施設千束         | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 利用者満足度調査の結果に基づく分析や、職員全体のミーティングにより、サービス改善を目指している。第三者評価の結果でも、満足度が高い。 |
| 13  | 老人福祉センター         | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 健康づくりや介護予防のための講座は、アンケートの結果、参加者から高い満足度を得ている。また、業務委託費等の縮減がなされている。    |
| 14  | 入谷老人福祉館          | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 利用者数は引き続き高い水準を維持している。開設から30年以上を経過しているが、日常の点検や清掃など施設の管理は良好に行われている。  |
| 15  | 今戸老人福祉館          | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 高齢者の多い北部地域にあって、利用者数は高い水準を維持している。公衆浴場との合築という特殊性があるが、施設管理は適切に行われている。 |
| 16  | 三筋老人福祉館          | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 併設している保育園の園児たちとの交流など、施設の特徴を活かした取組みを進めている。引き続き、利用者数は高い水準を維持している。    |

| No. | 施設名称              | 指定管理者名称<br>〔所管課〕         | 評価結果     |  |
|-----|-------------------|--------------------------|----------|--|
|     |                   |                          | 総合<br>評価 | 説明   |
| 17  | 特別養護老人ホーム浅草       | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 利用者満足度調査の結果では、入居者の満足度が高い。また、特養・短期入所ともに、稼働率が上昇している。                 |
| 18  | 特別養護老人ホーム谷中       | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 施設の衛生管理を徹底し、感染症の発生予防に努めた。また、特養・短期入所ともに、稼働率が上昇している。                 |
| 19  | 特別養護老人ホーム三ノ輪      | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 第三者評価で、高い利用者満足度を得た。各フロアに職員の顔写真を掲出するなど、運営面での努力が見られる。                |
| 20  | 特別養護老人ホーム台東       | (福)聖風会<br>〔高齢福祉課〕        | A        | 備品や設備の維持管理は、早期の修繕により適切に対応している。防災訓練や各種行事を通じ、複合施設内の各機関との連携も図られている。   |
| 21  | 特別養護老人ホーム蔵前       | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 利用者満足度調査の結果、回答者の大多数から満足との評価を得ている。職員の質の向上のため、OJTや研修の充実が図られた。        |
| 22  | あさくさ在宅介護支援センター    | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 施設管理委託料を最少経費とする運営に努めている。利用者満足度調査では、利用者や家族からケアマネジャーの対応等に高い評価を得ている。  |
| 23  | やなか在宅介護支援センター     | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 居宅介護支援において特にサービス担当者会議の開催数が3倍強に増えており、利用者本位のサービス提供に努めている。            |
| 24  | みのわ在宅介護支援センター     | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 第三者評価で、利用者への接遇等において高い満足度を得た。業務・職員配置等の変更により自立経営に向けた運営がなされている。       |
| 25  | たいとう在宅介護支援センター    | (福)聖風会<br>〔高齢福祉課〕        | A        | 居宅介護支援の件数も実績が上がっており、自立経営に向けた運営が図られている。日常の点検や清掃等適切な施設管理が行われている。     |
| 26  | くらまえ在宅介護支援センター    | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 昨年課題であった職員個人の研修計画の策定及び計画に基づくOJT等の研修の充実が図られた。利用者満足度調査でも高い評価を得ている。   |
| 27  | まつがや在宅介護支援センター    | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕     | A        | 利用者満足度調査では、利用者の大多数から満足とする高い評価を得ている。自己評価で課題としたものについても考察・対応策を講じている。  |
| 28  | あさくさ高齢者在宅サービスセンター | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 認知症デイ開設により先進的な取組みを図りつつ全体として見直しを行い、経費縮減に努めている。利用者満足度調査で、高い満足度を得ている。 |
| 29  | うえの高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 介護予防事業については、併設の老人福祉センターと連携して専門職員のノウハウを活用した効果的なサービス提供に努めている。        |
| 30  | やなか高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 稼働率は前年度に比べ上昇し、目標値を達成した。施設管理においては、緊急度の高いものから計画的な改修を行うなど適切に管理されている。  |
| 31  | みのわ高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 第三者評価では、一般デイ、認知症デイともに、高い評価を得た。管理経費の縮減など、歳出面での努力が見られる。              |
| 32  | いけのはたデイホーム        | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕 | A        | 稼働率の上昇により目標値を達成しており、利用者確保に努めている。事業計画等に活かせる利用者アンケートの内容を検討していく必要がある。 |

| No.           | 施設名称  | 指定管理者名称<br>〔所管課〕            | 評価結果     |   |
|---------------|---|-----------------------------|----------|---|
|               |   |                             | 総合<br>評価 | 説明  |
| 33            | たなかデイホーム  | (福)台東区社会福祉事業団<br>〔高齢福祉課〕    | A        | 第三者評価では、総合的に利用者の満足度が高い評価を得た。稼働率は上昇しており、目標達成への取組みを充実させていく。           |
| 34            | たいとう高齢者在宅サービスセンター   | (福)聖風会<br>〔高齢福祉課〕           | A        | 利用者満足度調査では、総じて高い満足度評価を得ている。自己評価での課題等に、対応・改善策を講じており適正な管理の確保に努めている。   |
| 35            | くらまえ高齢者在宅サービスセンター   | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕        | A        | 稼働率の目標を達成した。管理マニュアル等の見直しにより、職員の介護力の向上に努めている。更に補助金縮減の全体的な見直しを進めていく。  |
| 36            | まつがや高齢者在宅サービスセンター   | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕        | A        | 利用者満足度調査では、総じて高い評価を得ている。利用時間の変更により増収に努めている。今後、経費節減に向け新たな取組みを進めていく。  |
| 37            | ケアハウス松が谷<br>(軽費老人ホーム)                                     | (福)東京援護協会<br>〔高齢福祉課〕        | A        | 苦情受付担当者を設置し、迅速かつ誠実に対応するとともに、記録の共有化を徹底している。入浴・食事・行事等のアンケートで、高い評価を得た。 |
| 38            | 身体障害者生活ホーム<br>フロム千束                                       | (福)台東区つばさ福祉会<br>〔障害福祉課〕     | A        | 定住入居及び体験入居の稼働率は高く、適切なサービスが提供されている。自立生活援助事業における浴室・食事提供の実績を更に高めていく。   |
| 39            | 下町風俗資料館   | (財)台東区芸術文化財団<br>〔文化振興課〕     | A        | 委託事業は適切に実施されており、自主事業の施設特別展についても、工夫を凝らし、好評を博している。緊急時の対応に改善がみられた。     |
| 40            | 一葉記念館   | (財)台東区芸術文化財団<br>〔文化振興課〕     | A        | 全面改築を終え、仮設展示場から新館に移行したが、施設管理及び委託事業については良好に行われている。緊急時の対応に改善がみられた。    |
| 41            | 朝倉彫塑館   | (財)台東区芸術文化財団<br>〔文化振興課〕     | A        | 施設、付帯設備、展示物等については、適切に保全されており、入館者数も前年度から大幅に増加している。緊急時の対応に改善がみられた。    |
| 42            | 旧東京音楽学校奏学堂  | (財)台東区芸術文化財団<br>〔文化振興課〕     | A        | 国の重要文化財として、適切に施設管理されており、コンサート等の自主事業も、好評を博している。緊急時の対応に改善がみられた。       |
| 43            | 書道博物館   | (財)台東区芸術文化財団<br>〔文化振興課〕     | A        | 本館および中村不折記念館等、その各々について、資料の保全及び建物内の環境整備は適切に行われている。緊急時の対応に改善がみられた。    |
| 44<br>～<br>50 | 台東リバーサイド<br>スポーツセンター<br>(体育館・陸上競技場・野球場・少年野球場・庭球場・水泳場・駐車場) | (財)台東区芸術文化財団<br>〔青少年・スポーツ課〕 | A        | 区民スポーツ教室等の自主事業は好評である。今後も、スポーツ施設としての安全確保及び利用者数増加に向け、更なる事業運営努力を促す。    |
| 51            | 少年自然の家<br>霧ヶ峰学園   | (株)フードサービスシンワ<br>〔学務課〕      | A-       | 食事内容等のサービス提供については全体的に評価が高い。諸設備保守点検で一部未実施項目があり、履行確認の徹底を指導した。         |
| 52<br>～<br>56 | 社会教育センター<br>・社会教育館<br>(千束・小島・根岸・今戸)                       | (株)山武<br>〔生涯学習課〕            | A-       | 施設管理については、区の指示への対応も良好に行われている。料金収入が事業計画上の目標額に達しておらず、利用者数の増加が課題である。   |
| 57            | 社会教育センター<br>・清島温水プール                                      | (株)山武<br>〔青少年・スポーツ課〕        | A-       | 苦情対応も早急になされており、施設管理は良好に行われている。料金収入が事業計画上の目標額に達しておらず、利用者数の増加が課題である。  |

## 《参考資料》

### (1) 指定管理者施設管理評価委員会名簿、設置要綱

(敬称略)

| 役 職   | 氏 名   | 所 属 等                     |
|-------|-------|---------------------------|
| 委 員 長 | 生 沼 裕 | 高崎経済大学 地域政策学部 教授          |
| 副委員長  | 鷺澤 克栄 | 公認会計士                     |
| 委 員   | 木村 雄二 | 株式会社明正堂 常務取締役             |
|       | 高橋 海有 | 台東区私立幼稚園連合会 会長            |
|       | 若井 康男 | 台東区民生委員・児童委員協議会 副会長       |
|       | 坂田 興朔 | 元・特別養護老人ホーム施設長<br>介護支援専門員 |
|       | 宮地 啓二 | 台東区社会教育委員会 議長             |
|       | 石原 岩光 | 台東区体育協会 副会長               |
|       | 光安 孝志 | 台東区 企画財政部長                |
|       | 岩崎 政行 | 台東区 総務部長                  |

## 台東区 指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

### (設置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設（以下、「施設」という。）の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価（以下「施設管理評価」という。）を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

### (組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、施設の適正な管理について識見を有する者並びに企画財政部長及び総務部長をもってあて、区長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

## 付 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

## (2) 指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

### ①平成19年度 台東区指定管理者施設管理評価委員会 審議経過

| 日 程            | 審 議 事 項  |
|----------------|--|
| 6月29日<br>(第1回) | 19年度評価の実施方法  |
| 8月20日<br>(第2回) | 19年度評価結果のまとめ<br>19年度評価委員会の総括的意見<br>19年度評価委員会報告書の構成 |
| 9月 3日<br>(第3回) | 19年度評価委員会報告書の最終案                                   |

### ②施設の視察調査、所管課へのヒアリングの実施経過

| 日 程           | 対象施設                 | 出 席 委 員                   |
|---------------|----------------------|---------------------------|
| 7月19日         | 社会教育センター、<br>清島温水プール | 生沼委員長、鷺澤副委員長<br>宮地委員、石原委員 |
| 7月20日<br>～21日 | 少年自然の家 霧ヶ峰学園         | 生沼委員長、木村委員<br>石原委員        |
| 7月26日         | 老人福祉センター             | 若井委員、坂田委員                 |
| 7月27日         | 産業研修センター             | 生沼委員長、鷺澤副委員長<br>木村委員      |
| 7月30日         | 浅草公会堂                | 生沼委員長、高橋委員<br>宮地委員        |
| 7月31日         | 今戸児童館                | 高橋委員、宮地委員                 |
| 8月 1日         | 特別養護老人ホーム台東          | 若井委員、坂田委員                 |
| 8月 9日         | 一葉記念館                | 生沼委員長、鷺澤副委員長<br>木村委員      |



### (3) 指定管理者適用指針、適用方針、運用ガイドライン

台東区 指定管理者制度適用に係る指針（平成16年12月10日）

#### 1. 本指針の位置づけ

平成15年9月に、公の施設の管理委託にかかる地方自治法の規定が改正施行され、新たに指定管理者制度が適用されることとなった。そのため、本区の公の施設全般について、指定管理者制度を適用するにあたっての基本的な考え方を示すものとして、本指針を制定する。

なお、指定管理者制度は、公の施設について管理の代行を行う場合に適用されるものである。また、平成15年9月の時点で、地方自治法の旧規定により管理委託を行っていた施設については、平成18年9月までの猶予期間の間に、指定管理者制度への適用を決定することとされている。

#### 2. 指定管理者制度適用の指針

##### (1) 制度適用の原則

公の施設は、原則として指定管理者制度の適用を検討する。

##### (2) 各施設への適用

###### ① 適用対象とする施設

現在、管理委託している施設については、原則として指定管理者の適用対象とする。

直営施設についても、サービスの向上と経費の縮減等の観点から、指定管理者制度の適用が望ましいと判断される施設については、適用する。

###### ② 適用対象外とする施設

公の施設でない施設、個別の法令によって管理主体が定められている施設（たとえば公立小中学校など）、規模的に見合わない判断される施設等については、適用対象外とする。

###### ③ 各施設への適用の判断基準

現在委託している施設、直営の施設それぞれに指定管理者制度への適合性を、下記項目により検証し、検証項目全体のバランスからみて、制度への適合性の高い施設から、順次、適用する。

##### 検証項目

- ・ サービス内容の充実、向上が期待できるかどうか
- ・ 業務の効率化、経費の縮減が期待できるかどうか
- ・ 施設の管理運営、事業の実施などが指定管理者制度に適するかどうか
- ・ サービスを提供できる事業者が、どの程度存在するか

- ・指定管理者制度を適用した場合に、利用の公平性・透明性の確保、個人情報の保護を確実にできるかどうか
- ・施設の安定性や継続性の維持、または専門性や特殊性、あるいは施設設置の経緯などから支障が生じないかどうか

### (3) 指定管理者の選定

指定管理者は、原則として公募によって選定し、議会の議決を経て指定する。

ただし、特別の理由ある場合は、特定の事業者を選定することができるものとする。特定する理由は、次の二項目とする。

- ① 現在、すでに特定の事業者管理委託を行っている施設について、その施設の事業の継続性、安定性の確保が重要であり、事業者の実績等から判断して、引き続きその事業者管理を行わせることが最適と認められる場合には、その事業者を指定することができる。
- ② 現在、すでに特定の事業者管理委託を行っている施設について、その施設の事業の専門性、特殊性、あるいは、施設の寄贈にあたっての経緯などから判断して、引き続きその事業者管理を行わせることが最適と認められる場合には、その事業者を指定することができる。

### (4) 選定の手続き

指定管理者を選定するに当たっては、庁内に選定組織を設置する。

選定組織には、必要により、学識経験者等、外部の委員を入れることができる。

選定方法、選定基準は原則として公開する。審議は非公開とする。

原則として複数の事業者から事業計画書の提出を受けて、公正、公平に選定する。

施設により、提案型公募（いわゆるプロポーザル方式）をとることが望ましいと判断される場合は、提案型公募形式をとる。

### (5) 指定期間

当初については、原則として指定期間を5年以内とし、それ以降は、個別に決定していく。

### (6) 移行時期

現在、管理委託をしている施設は、原則として平成18年4月までに指定管理者制度への適用を完了する。

現在、直営で運営している施設については、指定管理者制度への適合性等を検討し、適用すべき施設については、できる限り早期に制度の適用をはかっていく。

## 3. 今後の対応

今後、本指針を基として、個々の施設における指定管理者制度の適用、指定管理者とする事業者の選定等について、鋭意検討を進めていく。

台東区 公の施設への指定管理者制度の適用方針（平成17年1月25日）

1. 委託している施設

| 施設名   | 適用方針  |
|---|---|
| 社会教育センター<br>社会教育館<br>清島温水プール                                  | 18年4月を目途として、公募により指定管理者を選定する   |
| 浅草公会堂   | 17年4月より三年間、芸術文化財団を指定管理者とする<br>その間に、施設の改修等を行う<br>その後、公募により指定管理者を選定する                 |
| 老人福祉センター<br>老人福祉館   | 17年4月より三年間、社会福祉事業団を指定管理者とする<br>その後、公募により指定管理者を選定する                                  |
| リバーサイドスポーツセンター  | 17年4月より五年間、芸術文化財団を指定管理者とする<br>その間に、施設の改修等を行う<br>その後、公募により指定管理者を選定する                 |
| 特別養護老人ホーム浅草<br>特別養護老人ホーム谷中<br>特別養護老人ホーム三ノ輪<br>老人保健施設千束<br>児童館 | 17年4月より五年間、社会福祉事業団を指定管理者とする<br>その間、目標を定め、経営の改善を行う<br>その後、民間事業者を含め複数の事業者より指定管理者を選定する |
| 朝倉彫塑館<br>下町風俗資料館<br>一葉記念館<br>奏楽堂<br>書道博物館                     | 17年4月より五年間、芸術文化財団を指定管理者とする<br>その間、経営の改善、サービスの向上等を行う                                 |
| フロム千束   | 17年4月より五年間、つばさ福祉会を指定管理者とする<br>その間、経営の改善、サービスの向上等を行う                                 |
| 産業研修センター  | 17年4月より三年間、産業振興事業団を指定管理者とする<br>その後、民間事業者を含め複数の事業者より指定管理者を選定する                       |

| 施設名         | 適用方針                                |
|-------------|-------------------------------------|
| 特別養護老人ホーム台東 | 17年4月より五年間、社会福祉法人 聖風会を指定管理者とする      |
| ケアハウス松が谷    | 17年4月より五年間、社会福祉法人 東京援護協会を指定管理者とする   |
| 東上野乳児保育園    | 17年4月より五年間、社会福祉法人 康保会を指定管理者とする      |
| さくら荘        | 17年4月より五年間、社会福祉法人 愛隣団を指定管理者とする      |
| 新台東病院（予定）   | 施設開設時に、事業運営を予定している団体を指定管理者とする       |
| 老人保健施設（予定）  | 施設開設時に、新台東病院の事業運営を予定している団体を指定管理者とする |

## 2. 直営の施設

| 施設名   | 適用方針  |
|---|---|
| 自転車駐車場  | 公募により指定管理者を選定し、平成18年4月以降に実施する               |
| 保育所   | 17年度中を目途として、指定管理者制度の適用を含め今後のあり方について、方針をまとめる |
| 区民会館<br>松が谷福祉会館   | 公募による指定管理者制度の適用を検討する                        |
| 区民館<br>コミュニティセンター<br>健康増進センター<br>リサイクルプラザ<br>高齢者住宅<br>少年自然の家霧ヶ峰学園<br>自然の村あわ野山荘<br>図書館 | 引き続き、指定管理者制度の適用について検討していく                   |

## 台東区指定管理者制度運用ガイドライン（平成17年7月25日）

### 1 本ガイドラインの位置づけ

台東区では、指定管理者制度の施行を受け、公の施設への指定管理者制度の適用については、「台東区指定管理者制度適用に係る指針(以下『指針』と称する)」、「台東区公の施設への指定管理者制度の適用方針(以下『方針』と称する)」によって対応しているところである。

このガイドラインは、今後、指針及び方針に基づき、個々の公の施設に指定管理者制度を適用していくにあたって、標準的に準拠すべき事務手続を示すものである。事業者の公募及び選定、協定等については、個々の施設の状況等を考慮しつつ、このガイドラインに準拠して行うものとする。

### 2 指定管理者の公募

#### (1) 公募における施設の単位

公募における施設の単位は、個々の施設ごとに公募する方法のほか、複数の施設について、一体的に管理を行うことにより、サービスの向上や、経費の縮減などが期待される場合は、一括して公募できることとする。

#### (2) 公募条件

##### ア 募集要項

公募を行う際には、募集要項を作成するものとする。

##### イ 応募資格

以下の項目のいずれかに該当する場合は、応募資格がないものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 台東区から指名停止措置を受けている者
- ③ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（助役の兼業禁止）、第168条（収入役の兼業禁止）、第180条の5（委員会及び委員の兼業禁止）に該当する者

#### (3) 公募方法

公募を行う場合は、募集要項をホームページなどで広く周知するものとする。

募集要項には、業務内容、施設の状況、達成すべきサービスの水準、指定期間、利用料金制の有無、選定方法、申請期間、提出書類、その他必要な事項を示すものとする。

公募は、周知に必要と判断される期間を定めて行うものとする。

### 3 指定管理者の選定

#### (1) 選定の方法

指定管理者の選定は、選定委員会を設置し、公募を行う場合は選定基準を定め、審査を行うものとする。

#### (2) 選定基準

選定基準は、所管部課において、業務内容、達成すべきサービスの水準等を基に、できる限り具体的、かつ詳細に定めるものとする。

また、選定基準は、原則として公開することとする。

以下は、選定基準として考えられる項目である。

- ① 団体の安定性・継続性
- ② 団体運営の透明性・公平性
- ③ 運営実績
- ④ 区の求めるサービス水準の達成度
- ⑤ 利用者への対応、緊急時の体制
- ⑥ 施設管理の安全性、情報管理の状況
- ⑦ 効率的運営への取組み（必要経費の見積）
- ⑧ 職員の育成
- ⑨ 事業提案の充実度、独創性
- ⑩ 団体としての理念 等

#### (3) 予定価格の設定

公募にあたっては、予定価格を定め、その予定価格を参考として選定を行うものとする。

#### (4) 選定委員会

##### ア 選定委員会の設置

選定委員会を設置し、対象施設毎に選定を行うこととする。

##### イ 選定委員

選定委員は、おおむね10名程度とし、企画財政部、総務部、所管部課、関係部課の部課長を中心として選任する。また、公正な選定及び専門的な評価を行うために、選定委員に外部委員を入れるよう努めることとする。

外部委員は、学識経験者、経営の専門家等とする。

#### (5) 審査

審査は、選定委員会にて、応募者の事業計画書等を、選定基準に従い、実施する。

#### (6) 公表

選定委員会は、応募者の審査を終えた後、次の事項を公表する。

- ① 選定された事業者
- ② 選定理由
- ③ 選定された事業者が提案した事業内容

なお、審議内容は非公開とする。

### 4 協定

#### (1) 協定の性格

協定は、区と指定管理者との間で、管理代行の具体的内容を取り決めるものとする。

#### (2) 協定の構成

協定は、指定の期間全体に効力を有する基本協定、及び指定期間中の各年度の内容を規定する年度協定とする。

#### (3) 協定の締結

基本協定は、指定期間開始時に締結し、以後、指定期間中、効力を有するものとする。

年度協定は、指定期間中の各年度開始時に締結し、その年度中、効力を有するものとする。

#### (4) 委託料

区が支出する委託料については、年度協定の中で定めるものとする。

#### (5) 利用料金

利用料金制を採用する場合は、利用料金収入が見込み額より変動した場合、その変動額は、原則として指定管理者に帰属させるが、これによらない場合は、その取扱いを募集要項に明記する。

#### (6) 個人情報保護

個人情報保護については、指定管理者に、基本協定により、区と同様、個人情報保護に必要な措置を講ずるよう求める。

#### (7) 協定の内容

基本協定、年度協定は、上記の点を踏まえ、以下の項目を参考として作成する。

#### 基本協定の項目例

- 1 協定の期間
- 2 業務の範囲
- 3 責任者の配置（指定管理者に、管理業務に係る責任者の配置を求める）
- 4 事業計画
- 5 利用料金
- 6 経費の支払方法
- 7 物品等の管理
- 8 施設の修繕
- 9 個人情報の保護
- 10 事業報告
- 11 緊急時の対応
- 12 指導、指定の取消し等
- 13 指定期間終了時における引継
- 14 損害の賠償
- 15 協定の改定 等

#### 年度協定の項目例

- 1 協定の期間
- 2 経費の支払
- 3 実績報告 等

### 5 業務水準の維持

所管部課は、指定管理者が、指定期間中、条例・規則及び協定を遵守して、適切な業務水準を維持するよう、定期的に事業報告を徴したり、実地に調査するなどの方法により、常に実績を確認し、必要な監督を行うものとする。

業務内容が協定に定める内容水準に満たないと認められるときは、改善指導、指定管理者業務の停止又は指定の取消し等、適切な対応を講ずるものとする。

### 6 議会への報告等

指定管理者制度が、区の公の施設の管理代行を行うものであることから、区議会に対して、管理の代行状況、サービスの提供状況などについて、所管課より、必要な報告、情報提供に努めることとする。



#### (4) 指定管理者制度適用施設一覧

| No. | 施設名称              | 指定管理者名称       | 指定期間 | 所管課       |
|-----|-------------------|---------------|------|-----------|
| 1   | 浅草公会堂             | (財)台東区芸術文化財団  | 3年   | 区民課       |
| 2   | 東上野乳児保育園          | (福)康保会        | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 3   | 千束児童館             | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 4   | 玉姫児童館             | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 5   | 台東児童館             | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 6   | 池之端児童館            | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 7   | 松が谷児童館            | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 8   | 今戸児童館             | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 9   | 寿児童館              | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 10  | 母子生活支援施設さくら荘      | (福)愛隣団        | 5年   | 児童保育サービス課 |
| 11  | 産業研修センター          | (財)台東区産業振興事業団 | 3年   | 商業計画課     |
| 12  | 老人保健施設千束          | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 13  | 老人福祉センター          | (福)台東区社会福祉事業団 | 3年   | 高齢福祉課     |
| 14  | 入谷老人福祉館           | (福)台東区社会福祉事業団 | 3年   | 高齢福祉課     |
| 15  | 今戸老人福祉館           | (福)台東区社会福祉事業団 | 3年   | 高齢福祉課     |
| 16  | 三筋老人福祉館           | (福)台東区社会福祉事業団 | 3年   | 高齢福祉課     |
| 17  | 特別養護老人ホーム浅草       | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 18  | 特別養護老人ホーム谷中       | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 19  | 特別養護老人ホーム三ノ輪      | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 20  | 特別養護老人ホーム台東       | (福)聖風会        | 5年   | 高齢福祉課     |
| 21  | 特別養護老人ホーム蔵前       | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 22  | あさくさ在宅介護支援センター    | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 23  | やなか在宅介護支援センター     | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 24  | みのわ在宅介護支援センター     | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 25  | たいとう在宅介護支援センター    | (福)聖風会        | 5年   | 高齢福祉課     |
| 26  | くらまえ在宅介護支援センター    | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 27  | まつがや在宅介護支援センター    | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 28  | あさくさ高齢者在宅サービスセンター | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 29  | うえの高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団 | 3年   | 高齢福祉課     |
| 30  | やなか高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 31  | みのわ高齢者在宅サービスセンター  | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 32  | いけのはたデイホーム        | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |
| 33  | たなかデイホーム          | (福)台東区社会福祉事業団 | 5年   | 高齢福祉課     |

| No. | 施設名称                 | 指定管理者名称       | 指定期間 | 所管課       |
|-----|----------------------|---------------|------|-----------|
| 34  | たいとう高齢者在宅サービスセンター    | (福)聖風会        | 5年   | 高齢福祉課     |
| 35  | くらまえ高齢者在宅サービスセンター    | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 36  | まつがや高齢者在宅サービスセンター    | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 37  | ケアハウス松が谷(軽費老人ホーム)    | (福)東京援護協会     | 5年   | 高齢福祉課     |
| 38  | 身体障害者生活ホーム フロム千束     | (福)台東つばさ福祉会   | 5年   | 障害福祉課     |
| 39  | 下町風俗資料館              | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 文化振興課     |
| 40  | 一葉記念館                | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 文化振興課     |
| 41  | 朝倉彫塑館                | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 文化振興課     |
| 42  | 旧東京音楽学校奏楽堂           | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 文化振興課     |
| 43  | 書道博物館                | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 文化振興課     |
| 44  | 台東リハビリテーションセンター体育館   | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 45  | 台東リハビリテーションセンター陸上競技場 | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 46  | 台東リハビリテーションセンター野球場   | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 47  | 台東リハビリテーションセンター少年野球場 | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 48  | 台東リハビリテーションセンター庭球場   | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 49  | 台東リハビリテーションセンター水泳場   | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 50  | 台東リハビリテーションセンター駐車場   | (財)台東区芸術文化財団  | 5年   | 青少年・スポーツ課 |
| 51  | 少年自然の家 霧ヶ峰学園         | (株)フードサービスシンワ | 5年   | 学務課       |
| 52  | 社会教育センター             | (株)山武         | 3年   | 生涯学習課     |
| 53  | 千束社会教育館              | (株)山武         | 3年   | 生涯学習課     |
| 54  | 小島社会教育館              | (株)山武         | 3年   | 生涯学習課     |
| 55  | 根岸社会教育館              | (株)山武         | 3年   | 生涯学習課     |
| 56  | 今戸社会教育館              | (株)山武         | 3年   | 生涯学習課     |
| 57  | 社会教育センター・清島温水プール     | (株)山武         | 3年   | 青少年・スポーツ課 |